**出向契約書**

株式会社○○（以下甲という。）と○○株式会社（以下乙という。）は、甲に在籍する社員○○○○（以下丙という。）を企業グループ内の人事交流の目的で乙に出向させるにあたり、その取り扱いに関して次のとおり契約する。

（出向期間）

第１条　この契約による出向期間は、○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○　　日までとする。

２．前項に定める出向期間終了後は丙を速やかに甲に復帰させるものとする。

３．第１項の出向期間は、甲乙協議のうえ必要と認めた場合は、丙の同意を得たうえで、その期間を延長し、あるいは短縮することがある。

（就業規則等の適用）

第２条　丙の出向中の身分および勤務等に関する諸規定の適用は、次のとおりとする。

（１）丙の出向中の身分に関する事項（退職、解雇、定年等）および給与に関する事項については、原則として、甲の就業規則およびその付属規定の定めによる。

（２）丙の勤務に関する事項（始業、終業の時刻、休憩時間および休日）については、原則として、乙の就業規則およびその付属規定の定めによる。この場合、乙の規定が甲の規定を下回るときは、甲において下回る分を補填する。

（３）丙の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇の付与日数は、原則として、乙の就業規則およびその付属規定の定めによる。この場合、乙の規定が甲の規定を下回るときは、甲において下回る分を補填する。

（４）福利厚生制度の適用は、原則として甲の定めによる。ただし、乙の定めを適用する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、その都度取り扱いを決定するものとする。ただし、丙が福利厚生施設を利用する場合には、甲および乙の両方の施設を利用することができるものとする。

（５）丙の出向期間中の出張にかかる旅費については、原則として、乙の規定に基づいて丙に直接支給するものとする。

（出向負担金）

第３条　乙は、丙の出向に関して、月額〇〇〇,〇〇〇円を出向負担金として甲に支払う。

２．乙は、前項に定める出向負担金を、当月末日までに甲の指定する口座に振り込むものとする。

３．出向負担金の額は、必要がある場合には、甲乙協議のうえ、改定をするものとする。

（給与の支払い）

第４条　丙の給与、賞与などの賃金については、甲の給与規定に基づいて甲が丙に支払うものとする。

（社会保険等の取り扱い）

第５条　丙の社会保険は、甲において継続し、労働者災害補償保険は乙において適用するものとする。

２．丙が業務上または通勤途上において負傷し、または疾病にかかった場合は、乙の規定により補償する。この場合、乙の補償が甲の規定を下回る場合には、甲においてその差額を補償するものとする。

（赴任旅費の扱い）

第６条　丙が乙に赴任する場合、あるいは赴任先から帰任する場合の旅費は、甲がその規定によって支給するものとする。

（報告）

第７条　乙は、出向社員の時間外勤務時間数、休暇取得日数、勤怠その他の勤務状況その他出向社員に関する事項を、甲の求めに応じ随時甲に報告する。

（機密保持等）

第８条　甲及び乙は、丙が出向期間中に担当職務の遂行にあたり知り得ることとなった互いの機密情報を厳に秘密として取り扱い、これを相手方の事前の書面による同意なくして第三者に開示しまたは漏洩してはならない。

（損害賠償）

第９条　丙が故意または重大な過失によって乙に損害を与えた場合は、甲は丙と連帯してその損害を賠償するものとする。

（疑義の解決）

第１０条　この契約書に定めのない事項、その他本契約に関して生じた疑義のついては、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

　この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各１通保有する。

○○○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　甲　：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　乙　：　　　　　　　　　　　　　　　　　印